

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋一丁目16番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社 （東京都中央区日本橋一丁目16番3号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、あかつきフィナンシャルグループ株式会社をいいます。

（注2）本書中の「対象者」とは、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社をいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7）本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

（注8）本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

（注9）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注10）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者の創業者及び筆頭株主であり、かつ対象者の代表取締役会長である川崎潮氏（以下「川崎氏」といいます。）が所有する対象者普通株式（平成24年2月13日現在の所有株式数2,406株、対象者が平成24年2月10日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（9,745株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして24.69%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））及び対象者の所有する自己株式（平成24年2月13日現在の所有株式数813株、所有割合8.34%）の合計である3,219株を含む対象者普通株式を取得し、今般、対象者を持分法適用会社とすることを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を川崎氏及び対象者が所有する対象者普通株式の数と同数である3,219株（買付等を行った後における所有割合33.03%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限である3,219株に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、当社及び対象者は、本公開買付け後も対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,000株（買付等を行った後における所有割合41.05%）に設定しており、上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにあたり、当社は対象者の株主である川崎氏（平成24年2月13日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で、平成24年2月10日付で公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております（本公開買付応募契約の概要については、下記（4）「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）。

また、対象者が平成24年2月10日に公表した「あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本提携に関する基本合意書締結のお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」といいます。）の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより、対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしました（本基本合意書の概要については、下記（4）「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）。なお、当該自己株式の応募については、対象者が法の規定に基づき平成24年2月10日に有価証券通知書を提出しております。

さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から、上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、証券事業を中核とする持株会社であり、平成20年3月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却等を進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成22年10月に資本構成の再編を行い、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループの組織再編が完了いたしました。

現在の当社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。

対象者は、平成11年12月にドリームバイザー・ドット・コム株式会社として個人投資家向け金融証券市場関連の情報の提供を目的に設立され、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業において高成長を遂げ、平成17年6月には東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たしました。その後、対象者は平成19年1月に株式会社日本証券新聞社（以下「日本証券新聞社」といいます。）を連結子会社化し、平成20年7月には対象者の情報配信事業を会社分割により日本証券新聞社に承継させ、商号をドリームバイザー・ホールディングス株式会社に変更し、持株会社体制に移行いたしました。

対象者グループは、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、新聞及び広告事業、その他事業（イベント事業・出版事業・投資信託評価事業）を展開しており、更に、昨今の金融市場の悪化による厳しい事業環境に対応するため、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、対象者グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウ、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツ等の豊富なコンテンツを活用し、上場会社のIR講演会の受託開催等のIR事業や投資信託の評価やレーティングに関するリサーチ事業等に新たに取り組む、営業活動の拡大を図っております。

このような環境の中、当社グループでは、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化が重要な経営課題となっており、同社では、お客様の期待と信頼に応えるパートナーとして、お客様に最善のサービスを提供する為に十分なコミュニケーションを前提としたコンサルティング営業を重視しております。当該コンサルティング営業を強化し同業他社と差別化を図るためには、今まで以上に投資関連の情報の充実が不可欠であり、対象者グループが提供する投資関連情報や投資分析関連コンテンツ等はあかつき証券において顧客へ投資情報を提供するための営業ツールとして使用することが可能であります。また、対象者グループにおいても、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることができ、アプリケーション開発等に寄与できるものと考えております。また、対象者グループの主要事業の一つであります新聞及び広告事業につきましても、対象者グループが発行する「日本証券新聞」は一定の投資知識や投資経験を有する投資家をターゲットとしており、あかつき証券の顧客層と一致し、同社の顧客への情報提供として役立つものであります。更に、当社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ機能の強化が必要であり、対象者グループが既存事業を補完する収益モデルを新たに確立すべく取り組んでいるリサーチ事業をあかつき証券において活用することにより、良質かつ多様な投資情報を提供することができ、顧客サービスの向上が見込まれるものと考えております。対象者グループの主たる事業がメディアを含む投資関連情報を提供することであることを勘案し、対象者の独立性を確保しつつ、当社グループと対象者グループが協力関係を構築することにより、当社グループ及び対象者グループの顧客サービス充実に伴う収益機会の拡大が見込まれ企業価値の向上に繋がると判断し、平成24年2月10日開催の当社取締役会において本公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営体制については、当社の指名する代表取締役への変更を除き、基本的に現状の経営体制を維持する一方で、本公開買付け成立後に、当社から若干名の取締役を派遣する予定です。派遣する役員の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。また、本公開買付け成立後に、当社と対象者は、両社の業務提携や対象者グループの経費削減計画の実施を行う予定ですが、その詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公平性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より、平成24年2月7日に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。横山公認会計士事務所は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：21,300円から33,407円

類似会社比較法：22,040円から35,632円

D C F 法：34,868円から44,830円

市場株価平均法では、本公開買付けに係る決議日（平成24年2月10日）の4営業日前である平成24年2月6日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における直近1ヶ月間の終値平均22,439円、直近3ヶ月間終値平均21,300円、直近6ヶ月間終値平均25,854円及び直近12ヶ月間終値平均33,407円（小数点以下を四捨五入。終値平均の算出において、以下同じとします。）を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,300円から33,407円と算定しております。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を22,040円から35,632円と算定しております。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を34,868円から44,830円と算定しております。

横山公認会計士事務所は、株式価値の算定に際して対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用されたそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社及び対象者から提出された財務予測（利益計画及びその他情報を含みます。）に関する情報については、当社及び対象者の経営陣より当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

当社は、横山公認会計士事務所から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり36,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月9日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月9日までの直近1ヶ月間終値平均24,804円及び平成24年2月9日までの直近3ヶ月間終値平均21,975円に対して、それぞれ3.00%、45.14%、63.82%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。

また、届出日の前営業日である平成24年2月10日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月10日までの直近1ヶ月間終値平均25,552円及び平成24年2月10日までの直近3ヶ月間終値平均22,135円に対して、それぞれ3.00%、40.89%、62.64%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

中山公認会計士事務所は、対象者の依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価平均法及び純資産価額法による算定を行ったとのことです。対象者が中山公認会計士事務所から取得した平成24年2月9日付の株式価値評価算定書（以下「本株式価値評価算定書」といいます。）によると、それぞれの手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法：21,975円から34,950円

純資産価額法：35,160円

市場株価平均法では、平成24年2月9日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における基準日終値34,950円、直近1ヶ月間の終値平均24,804円、直近3ヶ月間の終値平均21,975円及び直近6ヶ月間の終値平均26,144円を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,975円から34,950円と分析しているとのことです。

純資産価額法では、対象者の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、対象者普通株式の1株あたりの株式価値を35,160円と分析しているとのことです。

対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、買付価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断したとのことです。

対象者における利害関係を有しない者による意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に当社が新たに対象者の支配株主となる可能性と対象者の独立性について諮問を行ったとのことです。

山中一弘氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けに係る当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付けの買付数量が上限で決定した場合には当社の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、当社が対象者グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではないとする意見書を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより、対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。

さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付け応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

川崎氏との間の本公開買付け応募契約

当社は、平成24年2月10日付で川崎氏（平成24年2月13日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で本公開買付け応募契約を締結しており、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。川崎氏の応募義務は、(i)当社の本公開買付け応募契約上の表明保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が川崎氏の応募以前に履行すべき本公開買付け応募契約上の義務（注2）を履行していること、(iii)対象者が本公開買付けに賛同表明していること、及び(iv)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

（注1）本公開買付け応募契約においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本公開買付け応募契約の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。

（注2）本公開買付け応募契約においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本公開買付け応募契約の義務違反又は表明保証違反による補償義務及び(iii)守秘義務を負っています。

対象者との間の本基本合意書

対象者は、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより、対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本基本合意書を締結することを決議いたしました。

本基本合意書において、当社と対象者は、対象者が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること（注1）、及び対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することのほか、大要(i)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii)対象者は対象者の従業員の雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、対象者グループの経費削減計画を決議すること、(v)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、当社との業務提携契約の締結を決議すること（注2）、(vi)対象者は従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、当社の事前の書面による同意なくして、一定の行為（株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等）は行わないこと等につき合意しております。

（注1）対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i)当社の本基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が当該賛同意見表明前に履行すべき本基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

なお、本基本合意書においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本基本合意書の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。また、本基本合意書においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii)守秘義務、及び(iv)開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。

（注2）業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

(5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定

当社は、川崎氏が所有する対象者普通株式数2,406株（所有割合24.69%）及び対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）の全てを含む対象者普通株式を取得し、対象者を持分法適用会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は買付予定数の上限を4,000株（買付等を行った後における所有割合41.05%）として本公開買付けを実施いたしますので、対象者普通株式は本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場の上場を維持する方針です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	平成24年2月13日(月曜日)から平成24年4月9日(月曜日)まで(40営業日)
公告日	平成24年2月13日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金36,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より、平成24年2月7日に提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。横山公認会計士事務所は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：21,300円から33,407円 類似会社比較法：22,040円から35,632円 DCF法：34,868円から44,830円</p> <p>市場株価平均法では、本公開買付けに係る決議日（平成24年2月10日）の4営業日前である平成24年2月6日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における直近1ヶ月間の終値平均22,439円、直近3ヶ月間終値平均21,300円、直近6ヶ月間終値平均25,854円及び直近12ヶ月間終値平均33,407円（小数点以下を四捨五入、終値平均の算出において、以下同じとします。）を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,300円から33,407円と算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を22,040円から35,632円と算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を34,868円から44,830円と算定しております。</p> <p>当社は、横山公認会計士事務所から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり36,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月9日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月9日までの直近1ヶ月間終値平均24,804円及び平成24年2月9日までの直近3ヶ月間終値平均21,975円に対して、それぞれ3.00%、45.14%、63.82%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。</p> <p>また、届出日の前営業日である平成24年2月10日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月10日までの直近1ヶ月間終値平均25,552円及び平成24年2月10日までの直近3ヶ月間終値平均22,135円に対して、それぞれ3.00%、40.89%、62.64%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、証券事業を中核とする持株会社であり、平成20年3月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却等を進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成22年10月に資本構成の再編を行い、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループの組織再編が完了いたしました。</p> <p>現在の当社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。</p> <p>中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。</p> <p>対象者は、平成11年12月にドリームバイザー・ドット・コム株式会社として個人投資家向け金融証券市場関連の情報の提供を目的に設立され、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業において高成長を遂げ、平成17年6月には東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たしました。その後、対象者は平成19年1月に日本証券新聞社を連結子会社化し、平成20年7月には対象者の情報配信事業を会社分割により日本証券新聞社に承継させ、商号をドリームバイザー・ホールディングス株式会社に変更し、持株会社体制に移行いたしました。</p> <p>対象者グループは、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、新聞及び広告事業、その他事業(イベント事業・出版事業・投資信託評価事業)を展開しており、更に、昨今の金融市場の悪化による厳しい事業環境に対応するため、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、対象者グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウ、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツ等の豊富なコンテンツを活用し、上場会社のIR講演会の受託開催等のIR事業や投資信託の評価やレーティングに関するリサーチ事業等に新たに取り組み、営業活動の拡大を図っております。</p> <p>このような環境の中、当社グループでは、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化が重要な経営課題となっており、同社では、お客様の期待と信頼に応えるパートナーとして、お客様に最善のサービスを提供する為に十分なコミュニケーションを前提としたコンサルティング営業を重視しております。当該コンサルティング営業を強化し同業他社と差別化を図るためには、今まで以上に投資関連の情報の充実が不可欠であり、対象者グループが提供する投資関連情報や投資分析関連コンテンツ等はあかつき証券において顧客へ投資情報を提供するための営業ツールとして使用することが可能であります。また、対象者グループにおいても、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることができ、アプリケーション開発等に寄与できるものと考えております。また、対象者グループの主要事業の一つであります新聞及び広告事業につきましても、対象者グループが発行する「日本証券新聞」は一定の投資知識や投資経験を有する投資家をターゲットとしており、あかつき証券の顧客層と一致し、同社の顧客への情報提供として役立つものであります。更に、当社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ機能の強化が必要であり、対象者グループが既存事業を補完する収益モデルを新たに確立すべく取り組んでいるリサーチ事業をあかつき証券において活用することにより、良質かつ多様な投資情報を提供することができ、顧客サービスの向上が見込まれるものと考えております。対象者グループの主たる事業がメディアを含む投資関連情報を提供することであることを勘案し、対象者の独立性を確保しつつ、当社グループと対象者グループが協力関係を構築することにより、当社グループ及び対象者グループの顧客サービス充実等による収益機会の拡大が見込まれ企業価値の向上に繋がると判断し、平成24年2月10日開催の当社取締役会において本公開買付けを行うことを決議いたしました。</p> <p>当社は、対象者から提出された対象者の財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・デリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めるとともに、対象者及び川崎氏との間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は本公開買付価格を以下の経緯により決定いたしました。</p>
-------	---

算定の際に意見を聴取した第三者の名称
当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当該意見の概要
横山公認会計士事務所は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。
市場株価平均法：21,300円から33,407円
類似会社比較法：22,040円から35,632円
DCF法：34,868円から44,830円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯
当社は横山公認会計士事務所による対象者普通株式の株式価値の算定結果を参考として、当社において実施したデュー・デューリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公平性を担保するための措置）
対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得
対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。
中山公認会計士事務所は、対象者の依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価平均法及び純資産価額法による算定を行ったとのことです。対象者が中山公認会計士事務所から取得した本株式価値評価算定書によると、それぞれの手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。
市場株価平均法：21,975円から34,950円
純資産価額法：35,160円
市場株価平均法では、平成24年2月9日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における基準日終値34,950円、直近1ヶ月間の終値平均24,804円、直近3ヶ月間の終値平均21,975円及び直近6ヶ月間の終値平均26,144円を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,975円から34,950円と分析しているとのことです。
純資産価額法では、対象者の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、対象者普通株式の1株あたりの株式価値を35,160円と分析しているとのことです。
対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、買付価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断したとのことです。

対象者における利害関係を有しない者による意見の入手
対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に当社が新たに対象者の支配株主となる可能性と対象者の独立性について諮問を行ったとのことです。

	<p>山中一弘氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けに係る当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付けの買付数量が上限で決定した場合には当社の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、当社が対象者グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではないとする意見書を提出したとのことです。</p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者プレスリリースによれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより、対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。</p> <p>さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。</p> <p>なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付け応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から、上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000 (株)	3,219 (株)	4,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,219株、買付等を行った後における所有割合33.03%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者は、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議しております。また、当該自己株式の応募については、対象者が法の規定に基づき平成24年2月10日に有価証券通知書を提出しております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月13日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月13日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(j)	8,932
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	41.05
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$)(%)	41.05

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の平成24年2月10日提出の第13期第2四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の所有する自己株式813株(所有割合8.34%)について、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議しているため、対象者の平成24年2月10日提出の第13期第2四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の「対象者の総株主等の議決権の数(8,932個)」に、対象者の所有する自己株式(813株)に係る議決権の数(813個)を加えた9,745個を分母として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

公開買付代理人の本店又は各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日の15時までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人であるあかつき証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。あかつき証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 あかつき証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目16番3号

（その他のあかつき証券株式会社各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	144,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	7,500,000
その他(c)	4,500,000
合計(a)+(b)+(c)	156,000,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,000株)に買付価格(36,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2)「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預り金	202,335
計(a)	202,335

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

202,335千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

(2) 【決済の開始日】

平成24年4月16日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,219株、買付等を行った後における所有割合33.03%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年月日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年月日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第62期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記イの第61期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月29日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記イの第61期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年8月12日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

（東京都中央区日本橋一丁目16番3号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】**1【株券等の所有状況】**

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

当社は、平成24年2月10日付で川崎氏（平成24年2月13日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で本公開買付応募契約を締結しており、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。川崎氏の応募義務は、(i)当社の本公開買付応募契約上の表明保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が川崎氏の応募以前に履行すべき本公開買付応募契約上の義務（注2）を履行していること、(iii)対象者が本公開買付けに賛同表明していること（iv）本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

（注1）本公開買付応募契約においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本公開買付応募契約の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。

（注2）本公開買付応募契約においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本公開買付応募契約の義務違反又は表明保証違反による補償義務及び(iii)守秘義務を負っています。

対象者は、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより、対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から、上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

本基本合意書において、当社と対象者は、対象者が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること（注1）、及び対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することのほか、大要(i)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii)対象者の従業員の対象者における雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、対象者グループの経費削減計画を決議すること、(v)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、当社との業務提携契約の締結を決議すること（注2）、(vi)従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、当社の事前の書面による同意なくして、一定の行為（株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等）は行わないこと等につき合意しております。

（注1）対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i)当社の本基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が当該賛同意見表明前に履行すべき本基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

なお、本基本合意書においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本基本合意書の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。また、本基本合意書においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii)守秘義務、及び(iv)開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。

（注2）業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 マザーズ市場						
	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月	平成23年 11月	平成23年 12月	平成24年 1月	平成24年 2月
最高株価	39,000	39,000	30,750	27,470	20,700	25,500	45,700
最低株価	35,050	30,750	27,480	18,600	18,010	18,140	21,500

(注)平成24年2月については、2月10日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年月日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数 の割合 (%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年月日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対す る所有株式の数の割合 (%)
計			

【役員】

年月日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対す る所有株式の数の割合 (%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)平成22年9月30日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)平成23年9月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第2四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)平成24年2月10日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

(東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

該当事項はありません。